

令和 4年 8月 22日

お客さま 各位

新潟大栄信用組合

相続発生時のカードローンのお取扱いについて（お知らせ）

平素は当組合を御利用いただき御厚情のほど、心よりお礼申し上げます。

さて、当組合においては、カードローンご利用中のお客様がお亡くなりになられた際、相続人の皆さまと今後のご返済についてご相談させて頂いております。

この度、本対応に倣い、令和2年3月迄に契約された安心カードローン契約書（安心カードローン約定書を含む）に定める下記内容を削除致しましたので、この旨お知らせ致します。

カードローンご利用中のお客様の債務を相続された皆さまにおかれましては、今後のご返済などのお手続きにつきましてお取扱店舗にご相談頂きますようお願い申し上げます。

記

安心カードローン契約書第11条（安心カードローン約定書第10条）

（期限の利益喪失）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴組合から通知催告等がなくても、本取引による一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
なお、この場合、貴組合からの通知なし本契約を解約されても異議ありません

(1) ～ (5) (省略)

(6) 相続の開始があったとき (削除)

以 上